

令和6年度 第1回徳島県地域公共交通協議会

日時 令和6年6月24日（月）午前10時から

場所 徳島県庁10階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 令和5年度決算報告
- (2) 令和6年度予算案
- (3) 徳島県地域公共交通計画の自己評価について
- (4) 徳島県地域公共交通計画の変更について
- (5) 地域間幹線系統確保維持計画（案）について
- (6) その他

3 閉会

【配布資料】

- 会議次第、出席者名簿、委員名簿、配席図
- 徳島県地域公共交通協議会 規約
- 【資料1】令和5年度徳島県地域公共交通協議会決算書、会計監査報告
- 【資料2】令和6年度徳島県地域公共交通協議会予算書
- 【資料3】令和5年度徳島県地域公共交通計画自己評価シート
- 【資料4】徳島県地域公共交通計画変更（案）
- 【資料5】令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和6年度 第1回徳島県地域公共交通協議会 出席者名簿

【日時】令和6年6月24日（月）午前10時から

【場所】徳島県庁10階 大会議室

所属		構成員		参加
		役職	氏名	
県	徳島県 生活環境部	副部長	吉成 浩二	
関係市町村等	徳島県市長会	事務局長	児島 正実	
	徳島県町村会	常務理事	木下 慎次	
	徳島市 地域交通課	課長	安土 真生	代理
	鳴門市 戦略企画課 地域交通推進室	室長	濱田 佑人	
	小松島市 市民環境部	副部長	花岡 武志	
	阿南市 都市政策課	課長	清原 正克	欠
	吉野川市 市民生活課	次長（市民生活課長事務取扱）	北川 正司	
	阿波市 企画総務課	課長	大倉 洋二	
	美馬市 くらし・人権課	課長	仲 正敏	
	三好市 地方創生推進課	課長	細田 博樹	
	勝浦町 総務防災課	課長	中瀬 弘晴	
	上勝町 教育委員会	事務局長	松岡 秀美	代理
	佐那河内村 総務課	課長	下岡 徹	
	石井町 総務課	課長	桃井 淳	
	神山町 住民課	課長	中村 由美子	
	那賀町 住民課	課長	山田 公央	
	牟岐町 企画政策課	課長	大谷 一	
	美波町 総務課	課長	岸本 博志	
	海陽町 住民環境課	課長	中内 康雄	
	海陽町 観光交流課	課長	戎谷 悟	
	松茂町 総務課	課長	入口 直幸	代理
	北島町 総務課	課長	藤高 繁利	代理
	藍住町 総務企画課 政策推進室	室長	大隅 久視子	
	板野町 総務課	課長	高橋 三恵	代理
	上板町 企画防災課	課長	佐藤 哲志	
	つるぎ町 まちづくり戦略課	課長	上徳 貴史	
	東みよし町 企画課	課長	谷藤 哲也	
公共交通事業者	徳島バス株式会社	取締役社長	金原 克也	
	四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	荒井 隆	
	徳島県タクシー協会	会長	藤田 雅子	
	一般社団法人ひだまり	理事	藤井 園苗	
道路管理者	国土交通省徳島河川国道事務所	副所長（道路）	水野 匡洋	代理
	徳島県県土整備部高規格道路課	課長	杉本 孝誠	代理
徳島県警察本部	徳島県警察本部交通企画課	参事官兼課長	田村 聡	
学識経験者 ※分野精通者	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	
	株式会社電脳交通	代表取締役社長	近藤 洋祐	
	四国運輸局交通企画課	課長	木村 圭佑	
利用者	徳島県教育委員会高校教育課	副課長	新田 貴子	
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	事務局長	福井 三希子	
	一般財団法人徳島県観光協会	理事長	藤岡 成輝	欠

徳島県地域公共交通協議会委員名簿

区分	団体名	役職	氏名	備考
徳島県	徳島県 生活環境部	副部長	吉成 浩二	副会長
関係市町村等	徳島県市長会	事務局長	児島 正実	
	徳島県町村会	常務理事	木下 慎次	監査委員
	徳島市 地域交通課	課長	安土 真生	
	鳴門市 戦略企画課 地域交通推進室	室長	濱田 佑人	
	小松島市 市民環境部	副部長	花岡 武志	
	阿南市 都市政策課	課長	清原 正克	
	吉野川市 市民生活課	次長(市民生活課長事務取扱)	北川 正司	
	阿波市 企画総務課	課長	大倉 洋二	
	美馬市 暮らし・人権課	課長	仲 正敏	
	三好市 地方創生推進課	課長	細田 博樹	
	勝浦町 総務防災課	課長	中瀬 弘晴	
	上勝町 教育委員会	事務局長	松岡 秀美	
	佐那河内村 総務課	課長	下岡 徹	
	石井町 総務課	課長	桃井 淳	
	神山町 住民課	課長	中村 由美子	
	那賀町 住民課	課長	山田 公央	
	牟岐町 企画政策課	課長	大谷 一	
	美波町 総務課	課長	岸本 博志	
	海陽町 住民環境課	課長	中内 康雄	
	海陽町 観光交流課	課長	戎谷 悟	
	松茂町 総務課	課長	入口 直幸	
	北島町 総務課	課長	藤高 繁利	
	藍住町 総務企画課 政策推進室	室長	大隅 久視子	
	板野町 総務課	課長	高橋 三恵	
	上板町 企画防災課	課長	佐藤 哲志	
	つるぎ町 まちづくり戦略課	課長	上徳 貴史	
	東みよし町 企画課	課長	谷藤 哲也	
公共交通事業者	徳島バス株式会社	取締役社長	金原 克也	
	四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	荒井 隆	
	徳島県タクシー協会	会長	藤田 雅子	
	一般社団法人ひだまり	理事	藤井 園苗	
道路管理者	国土交通省徳島河川国道事務所	副所長(道路)	水野 匡洋	
	徳島県県土整備部高規格道路課	課長	杉本 孝誠	
徳島県警察本部	徳島県警察本部交通企画課	参事官兼課長	田村 聡	
学識経験者 ※分野精通者	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会長
	株式会社電腦交通	代表取締役社長	近藤 洋祐	
	四国運輸局交通企画課	課長	木村 圭佑	
利用者	徳島県教育委員会高校教育課	副課長	新田 貴子	
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	事務局長	福井 三希子	
	一般財団法人徳島県観光協会	理事長	藤岡 成輝	監査委員

令和6年度 第1回徳島県地域公共交通協議会 配席表

日時: 令和6年6月24日(月)午前10時から
場所: 徳島県庁10階 大会議室

記者席

随行者席

松岡委員
(代理: 横田様)
下岡委員
桃井委員
中村委員
山田委員
大谷委員
岸本委員
中内委員
戎谷委員
入口委員
(代理: 川田様)
藤高委員
(代理: 杉本様)

大隅委員

中瀬委員

高橋委員
(代理: 渡部様)

細田委員

佐藤委員

仲委員

上徳委員

大倉委員

谷藤委員

北川委員

水野委員
(代理: 岡井様)

花岡委員

杉本委員
(代理: 原田様)

濱田委員

田村委員

安土委員

荒井委員

藤田委員

藤井委員

金原委員

近藤委員

木下委員

木村委員

児島委員

新田委員

吉成委員

福井委員

モニタ

入口

吉田課長補佐
橋本課長
奥嶋会長
山田係長
小林主任
河井主任主事
古川主任主事
島田主任主事

スクリーン

徳島県地域公共交通協議会規約

令和３年６月１８日制定

令和６年４月１日改正

（目的）

第１条 徳島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、徳島県生活交通協議会が策定した次世代地域公共交通ビジョンに基づく、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第２条 協議会は、事務所を徳島県徳島市万代町１丁目１番地に置く。

（事業）

第３条 協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （１）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （２）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （３）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （４）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第５条 会長及び副会長は、次条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

２ 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（協議会の委員）

第６条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （１）徳島県
- （２）関係市町村
- （３）公共交通事業者
- （４）道路管理者
- （５）徳島県警察本部
- （６）学識経験者
- （７）その他協議会が必要と認める者

２ 委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、代理人を指名することはできない。ただし、第6条第1号から第5号に規定する委員については、この限りではない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、徳島県生活環境部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に要する経費は、国、地方公共団体からの補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査）

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。